

第 11 期

高島市分別収集計画

令和 7 年 6 月

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、新たなごみ処理施設の予定地が決定し、廃棄物の処理について今後も恒常にごみの減量化と資源化に取り組む必要があると見込まれる状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化が具体化されるとともに、廃棄物処理施設の延命化と経費削減が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 自然・社会環境に配慮した簡素で美しいライフスタイル
- 市民参加によりごみのないまちの快適環境づくり
- 市民参加のごみ減量と4R（リデュース・リユース・リファーズ・リサイクル）運動

## 3. 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年目に見直しを行う。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲用紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

また、上記以外の容器包装廃棄物で、その他プラスチック製容器包装については、市内で高島地域のみ分別収集していたが、平成28年4月から全市域で12箇所の拠点に加え、収集依頼のあった各区・自治会の分別収集を実施している。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,829t	3,759t	3,691t	3,623t	3,556t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をとめるための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動やエコライフの推進など環境問題全体を広報誌などで啓発することにより、市民、事業者などにごみ処理に対する理解を深めていただき、容器包装廃棄物を含むごみの排出の抑制を推進する。

また、高島市シルバーパートナーネットワークなどにおいて、容器包装廃棄物の排出抑制のための方策を協議するとともに、リサイクル活動を推進する。

### （1）環境教育、啓発活動の充実

- ・ごみの減量化とリサイクル推進のため、高島市シルバーパートナーネットワーク、行政などによるごみの減量化と分別収集の普及啓発活動を積極的に進め、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。
- ・学校、各種団体、地域のごみ処理施設の見学会などの機会を通して、ごみ処理の状況について情報を提供することにより、処理現場、処理過程への理解を深めてもらい、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動に積極的に取り組む。
- ・広報誌、ポスター、チラシ、ごみカレンダー、ごみ分別表等により分別収集の必要性、リサイクル資源の有効活用などの啓発を行う。

### （2）排出抑制と再資源化の推進

- ・排出抑制に当たって、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担、明確化し、相互に協力・連携を図りながら事業の推進に努める。
- ・商品の過剰包装を抑制し、簡易包装による買い物を推進する。
- ・買い物袋持参によるごみの排出抑制を行う。
- ・再資源化を推進するため、分別収集をはじめリターナブル容器の利用を推進する。

### （3）分別収集の推進

- ・その他プラスチック製容器包装については、市内で高島地域のみ分別収集していたが、平成28年4月から全市域で12箇所の拠点および各区・自治会で分別収集を実施しており、各区・自治会に更なる分別収集の推進拡大を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する処理施設、分別収集体制や必要な機材、作業員等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	飲食用缶
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	古紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は調味料を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって  ボトルと表記されているもの	プラスチックボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール 製の容器	37t		37t		36t		36t		35t	
主としてアルミ製 の容器	41t		42t		42t		43t		43t	
無色のガラス製 容器	(合計) 151t		(合計) 151t		(合計) 151t		(合計) 150t		(合計) 150t	
茶色のガラス製 容器	(引渡量) t	(独自処理) 151t	(引渡量) t	(独自処理) 151t	(引渡量) t	(独自処理) 151t	(引渡量) t	(独自処理) 150t	(引渡量) t	(独自処理) 150t
その他の色のガ ラス製容器	(合計) 112t		(合計) 110t		(合計) 109t		(合計) 107t		(合計) 106t	
主として紙製の 容器であって飲 料を充てんする ためのもの(原 材料としてアルミ ニウムが利用さ れているものを 除く)	(合計) 87t		(合計) 90t		(合計) 94t		(合計) 97t		(合計) 100t	
主として段ボー ル製の容器	2t		3t		3t		3t		3t	
主としてポリエチ レンテレフタレー ト(PET)製の容 器であって飲料 又は醤油その他 主務大臣が定め る商品を充てん するためのもの	(合計) 174t		(合計) 182t		(合計) 190t		(合計) 198t		(合計) 205t	
主としてプラス チック製の容器 包装であって上 記以外のもの	(引渡量) t	(独自処理) 174t	(引渡量) t	(独自処理) 182t	(引渡量) t	(独自処理) 190t	(引渡量) t	(独自処理) 198t	(引渡量) t	(独自処理) 205t
	(合計) 13t		(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 15t		(合計) 16t	
	(引渡量) 13t	(独自処理) t	(引渡量) 14t	(独自処理) t	(引渡量) 14t	(独自処理) t	(引渡量) 15t	(独自処理) t	(引渡量) 16t	(独自処理) t

※「主として紙製の容器であって上記以外のもの」は古紙として回収しているため、容器のみの量の把握が困難であるため、上記の表から除くものである。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
直近年度の実績×人口変動率を基本として算定する。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
45,000人	44,400人	43,800人	43,200人	42,600人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
101.04%	98.67%	98.65%	98.63%	98.61%

#### 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、各種団体による集団回収や大型店舗による店頭回収については、引き続き実施していただき、市が行う分別収集業務の代わりにこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

種類	分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用缶	委託業者による定期混合収集運搬	市および委託業者により選別・市の施設で保管
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	飲食用ビン・化粧品ビン	委託業者による定期収集運搬	分別用コンテナにより住民搬入時に選別・市の施設で保管
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	各種団体や店舗で選別・保管及び市の施設または委託業者で保管
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	保管は市または委託業者
主として紙製の容器で上記以外のもの	古紙	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	保管は市または委託業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は調味料を充てんするためのもの	ペットボトル	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	回収用ネット袋およびコンテナにより住民搬入時に選別・市の施設で保管
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装	委託業者による定期分別収集運搬	回収用ネット袋により住民搬入時に選別・市の施設で保管

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物は高島市環境センター（リサイクルプラザ）で処理を行う。

種類	分別区分	収集容器等	収集車	中間処理施設
主としてスチール製の容器	飲食用缶	コンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	飲食用ビン・化粧品ビン	コンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	集団回収及び回収箱	共通車両	リサイクルプラザ・店舗等
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収及び回収箱	共通車両	リサイクルプラザ
主として紙製の容器であって上記以外のもの	古紙	集団回収及び拠点回収	共通車両	リサイクルプラザ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は調味料を充てんするためのもの	ペットボトル	集団回収、回収用ネット袋及びコンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装	回収用ネット袋及びコンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ◎ 市民や事業所の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に進めていくため、高島市シルバー人材センターなど各種団体の協力を得て、ごみ排出の抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動に積極的に取り組む。
- ◎ 広報誌、インターネットを通じて環境問題を広くとらまえたごみの排出抑制と分別収集の大切さを積極的に啓発する。